

一般社団法人日本音楽著作権協会による審判請求の取下げについて
(音楽著作物の著作権に係る著作権等管理事業者による私的独占事件)

平成28年9月14日
公正取引委員会

公正取引委員会は、平成24年6月12日、被審人一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「被審人」という。）に対し、独占禁止法の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）による改正前の独占禁止法（以下「独占禁止法」という。）第66条第3項の規定に基づき、被審人に対する平成21年2月27日付けの排除措置命令（平成21年（措）第2号。以下「本件排除措置命令」という。）を取り消す旨の審決を行った。これに対し、被審人の競争事業者である株式会社イーライセンス（現社名 株式会社NextOne 以下「イーライセンス」という。）は、平成24年7月10日、審決取消訴訟を東京高等裁判所に提起したところ、平成25年11月1日、同裁判所は審決を取り消す旨の判決をした。同判決は、平成27年4月28日、最高裁判所による当委員会の上告を棄却する旨の判決により確定した。

当委員会は、独占禁止法第82条第2項の規定に基づき、上記判決の趣旨に従い、改めて審判請求に対する審決をするため、平成27年6月12日、審判手続を再開したが、平成28年9月9日、被審人から、独占禁止法第52条第4項の規定に基づく審判請求の取下げがあった。

この取下げにより、独占禁止法第52条第5項の規定に基づき、原処分である本件排除措置命令は確定した。

審判請求の取下げをした者の概要

審判事件番号 審判請求の取下げをした者	代表者	所在地
平成21年（判）第17号 一般社団法人日本音楽著作権協会 法人番号4011005003025	浅石 道夫	東京都渋谷区上原三丁目6番12号

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室
電話 03-3581-5478（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

(参考)

1 本件の経緯

平成21年	2月27日	<u>排除措置命令</u>
	4月28日	被審人から排除措置命令に対して審判請求
	5月25日	審判手続開始
	7月27日	第1回審判
		↓
平成23年	6月1日	第13回審判(再開前審判手続終結)
平成24年	2月2日	審決案送達
	6月12日	<u>排除措置命令を取り消す審決(平成21年(判)第17号)</u>
	7月10日	イーライセンスによる審決取消訴訟の提起
	9月24日	第1回口頭弁論期日(被審人参加)
平成25年	11月1日	<u>審決を取り消す判決(東京高等裁判所)</u>
	11月13日	公正取引委員会による上告受理申立て 被審人による上告及び上告受理申立て
平成27年	4月14日	公正取引委員会に対する上告受理決定 被審人に対する上告棄却決定及び上告不受理決定
	4月28日	<u>上告棄却判決(最高裁判所)</u>
	6月12日	審判手続再開決定
	7月8日	審判手続へのイーライセンスの参加決定
	8月3日	再開後第1回(再開前と合わせて第14回)審判
平成28年	2月17日	イーライセンスによる参加取下書の提出
	3月4日	イーライセンスの参加取消決定
	5月31日	再開後第6回(再開前と合わせて第19回)審判
	9月9日	<u>被審人による審判請求の取下書提出(本件取下げ)</u>

2 関連報道発表資料等

- (1) 平成21年2月27日「社団法人日本音楽著作権協会に対する排除措置命令について」
- (2) 平成21年5月27日「社団法人日本音楽著作権協会に対する審判開始について」
- (3) 平成24年6月14日「一般社団法人日本音楽著作権協会に対する審決について」
- (4) 平成25年11月1日東京高等裁判所判決(審決等データベース参照)
- (5) 平成27年4月28日最高裁判所判決(審決等データベース参照)

3 公正取引委員会の審決（平成24年6月12日）の概要（前記2(3)）

本件行為は、放送事業者が被審人以外の管理事業者の管理楽曲を利用することを抑制する効果を有し、競業者の新規参入について消極的な要因となることは認められ、被審人が管理事業法の施行後も本件行為を継続したことにより、新規参入業者が現れなかったことが疑われるものの、本件行為が放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは、なお困難である。

本件行為が他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有することを認めるに足りる証拠はないから、その余の点について判断するまでもなく、本件行為が独占禁止法第2条第5項所定のいわゆる排除型私的独占に該当し、同法第3条の規定に違反するということはできない。

4 東京高等裁判所の判決（平成25年11月1日）の概要（前記2(4)）

本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するものと認められることから、この点が認められないことを理由として、本件行為が独占禁止法2条5項に定める排除型私的独占に該当しないとした本件審決の認定、判断には、誤りがある。被告（公正取引委員会）は、「本件行為が、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであるか否か」等、本件行為が独占禁止法2条5項所定の排除型私的独占行為に該当するための、その他の各要件を充足する否かについて、認定判断をすべきである。

したがって、原告（イーライセンス）主張の取消事由には理由があるから、その余の点について判断するまでもなく、本件審決を取り消すこととする。

5 最高裁判所の判決（平成27年4月28日）の概要（前記2(5)）

本件行為が独占禁止法2条5項にいう「他の事業者の事業活動を排除」する行為に該当するか否かは、本件行為につき、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、他の管理事業者の本件市場への参入を著しく困難にするなどの効果を有するものといえるか否かによって決すべきものである（最高裁平成21年（行ヒ）第348号同22年12月17日第二小法廷判決・民集64巻8号2067頁参照）。

（参加人〔被審人〕の本件行為は、）放送事業者による他の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制するものであり、その抑制の範囲がほとんど全ての放送事業者に及び、その継続期間も相当の長期間にわたるものであることなどに照らせば、他の管理事業者の本件市場への参入を著しく困難にする効果を有するものというべきである。

したがって、本件行為が上記の効果を有するものであるとした原審の判断は、以上と同旨をいうものとして是認することができる。

本件審決の取消し後の審判においては、独占禁止法2条5項にいう「他の事業者の事業活動を排除」することという要件の該当性につき上記特段の事情の有無を検討の上、上記要件の該当性が認められる場合には、本件行為が同項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものに該当するか否かなど、同項の他の要件の該当性が審理の対象になるものと解される。

6 参照条文

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

〔定義〕

第二条（略）

②～④（略）

- ⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑥～⑨（略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

②（略）

〔審判請求の取下げ〕

第五十二条（略）

②・③（略）

- ④ 審判請求は、当該審判請求に係る命令についての最終の審判の期日までは、いつでも、書面により取り下げることができる。

- ⑤ 第五十五条第三項〔審判開始通知書及び審判開始決定書〕の規定により審判手続が開始された後、前項の取下げがあつたときは、原処分は、確定する。

〔原処分を取り消す審決〕

第六十六条（略）

②（略）

③ 審判請求が理由があるときは、公正取引委員会は、審判手続を経た後、審決で、原処分全部又は一部を取り消し、又はこれを変更する。

④ (略)

〔第三者の参加〕

第七十条の三 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権で、審決の結果について関係のある第三者を当事者として審判手続に参加させることができる。ただし、あらかじめ被審人及び当該第三者を審尋しなければならない。

〔審決の取消し〕

第八十二条 裁判所は、公正取引委員会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを取り消すことができる。

一 審決の基礎となつた事実を立証する実質的な証拠がない場合

二 審決が憲法その他の法令に違反する場合

② 公正取引委員会は、審決（第六十六条の規定によるものに限る。）の取消しの判決が確定したときは、判決の趣旨に従い、改めて審判請求に対する審決をしなければならない。